

専門の支援員たちが あなたのSOSの 相談に応じます

■相談できる方

生活保護を受給している方以外で、生活に困っていて、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある方（生活困窮者）はだれでも相談できます。年齢に制限はありません。

経済的な問題で困っている方、長く失業している方、引きこもりやニートで悩んでいる方、働いた経験がなく不安な方など、生活に問題を抱えている方はどなたでもご相談ください。相談は無料です。

◆窓口まで相談に来るのが難しい場合には、支援員がご自宅を訪問することもできます。また、はじめは本人でなく家族などからの相談でもかまいません。

主任相談支援員

相談支援業務全般をマネジメントし、困難な事例への対応や、ほかの支援員への指導などを行います。

相談支援員

相談内容を整理し、課題の分析やプランの作成、包括的な支援を行います。必要に応じて訪問支援も行います。

就労支援員

ハローワークと連携して、職業紹介、職業訓練、就職支援など就労に関する支援を行います。

お問い合わせ先

 **社会福祉法人 交野市社会福祉協議会**

〒576-0034 交野市天野が原町5-5-1
交野市立保健福祉総合センター内
(ゆうゆうセンター)

☎ (072) 895-1185

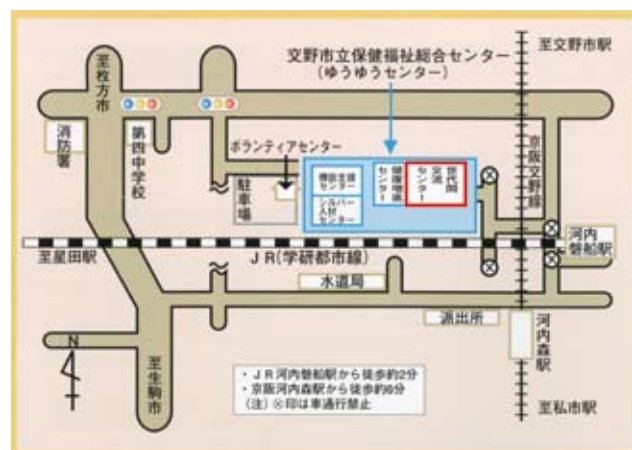
FAX (072) 893-6423

メール: seikon@katano-shakyo.com

ホームページ: <http://www.katano-shakyo.com>

受付時間 月曜日～金曜日 午前9時00分～午後5時00分
(祝日・年末年始を除く)

相談無料 秘密厳守



UD FONT
by MORISAWA

ユニバーサルデザイン (UD) の考えに基づいた見やすいデザインの文字を採用しています。

R30



環境に配慮し、古紙配合率80%以上・グリーン購入法総合評価値80以上の用紙及び植物油インキを使用しています

禁無断転載©東京法規出版
SH010090-S16

—生活困窮者自立支援制度—

あなたを応援します

ご相談ください



 **社会福祉法人**

交野市社会福祉協議会

生活に困ったり悩んだり している人を支援します

生活困窮者自立支援制度とは？

不安定な雇用形態や失業、低収入などにより、働ける世代の人たちの生活保護受給者が増えています。また、病気や引きこもりといった心身の問題や、学習機会の喪失による知識や技能の不足などが原因で、働きたくても働けず、やがて地域社会からも孤立してしまうという状況も広がっています。

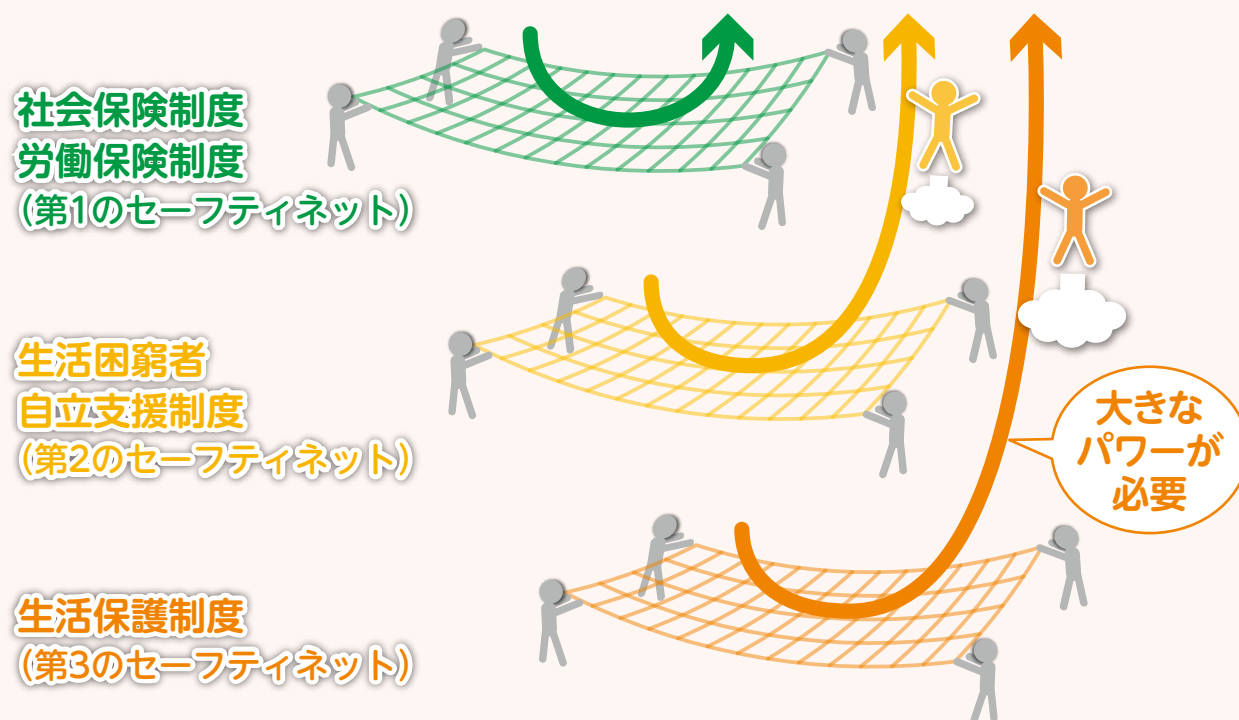
このように生活に困窮している人は、仕事の問題だけでなく、心身の問題、生活環境の問題などさまざまな悩みを抱えています。

生活困窮者自立支援制度は、これらの問題に地域の相談窓口がワンストップ（さまざまな手続きを一度にまとめて行うこと）で対応し、その人の状況に寄り添ったサポートを行います。

「第2のセーフティネット」の役割

日本では、安心して働けるように「社会保険制度」や「労働保険制度」が「第1のセーフティネット」としてあります。また、万一のときにも最低限の暮らしは維持できるように「生活保護制度」が「第3のセーフティネット」として整備されています。

「生活困窮者自立支援制度」は、まだ生活保護に至っていない人を早期に支援し、経済的自立だけでなく、日常生活や社会生活の自立なども促す「第2のセーフティネット」としての役割をもっています。



相談から 支援までの流れ

まずは困っていることをおうかがいします

- 相談窓口に来所、電話などでご相談ください(来所が難しい場合は、まずは電話でご相談ください)。
- 就労や家庭、心身の問題など抱えている問題を広く支援員がうかがいます。
- 相談は無料で秘密は厳守されますので、安心してご相談ください。

相談内容から適切な対応方法を検討します

- 相談の内容によっては、適切な対応ができるほかの専門機関につなげます。
- ほかの専門機関につなげる場合も、確実ににつなげるために、支援員による連絡や同行などの支援を行います。

生活の状況と課題を一緒に整理します

- 相談者本人の問題だけでなく、家庭など周囲の状況と課題を整理します。
- 相談者に寄り添いながら支援員は課題を把握して、解決のために必要な支援を検討します。

自立するための支援プランをつくります

- 相談者の意思や希望を尊重しながら、必要な支援が計画的に行われるように、一緒にプラン(自立支援計画)案をつくります。
- 作成したプラン案が適切かどうかを関係機関と話し合い、最終的なプランを決定します。

プランにもとづいたサービスを実施します

- 決定したプランにもとづき、地域のさまざまな関係機関が連携して各種サービスが提供されます。
- サービス開始後も、支援員が定期的に状況を確認し、必要に応じてプランの調整や見直しを行います。

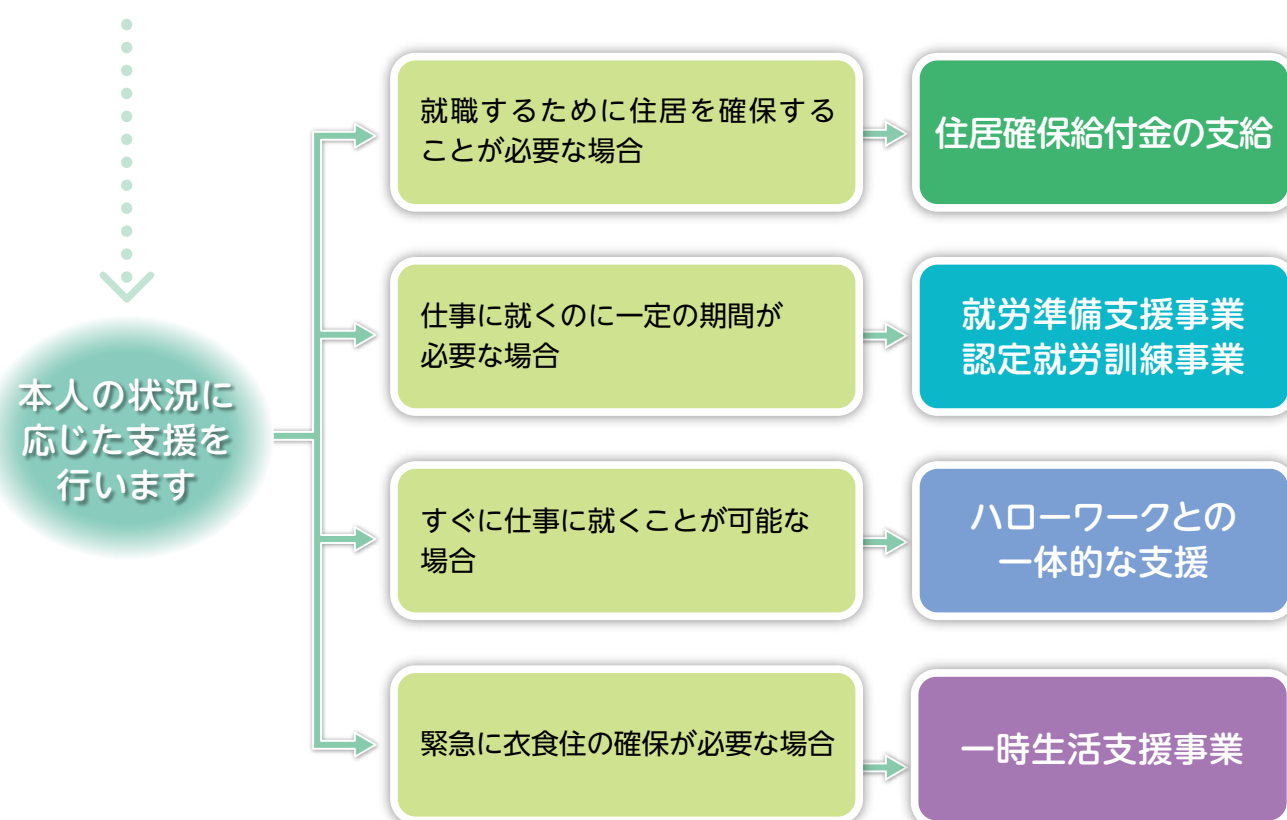
自立した生活の達成へ！

自立した生活をめざし 次のような支援が 行われます

まずは、自立相談支援事業で本人に必要な支援を把握し、本人の状況に応じたさまざまな支援につなげていきます。

自立相談支援事業

- 生活に困っている人を早期に把握して、支援できるようにします。
- 総合相談窓口として、生活に困っている人への情報と支援のサービス拠点となります。
- さまざまな問題を複合的に抱えている人に、必要な支援を包括的・継続的に提供できるように対応します。
- 地域での支援ネットワークを強化するために、さまざまな社会資源に働きかけて、新たな地域づくりを進めます。



さまざまな支援事業

「自立相談支援事業」と「住居確保給付金の支給」は、福祉事務所を設置する市区町村すべてで実施されています。そのほかの事業は任意で実施されています。

住居を確保して就労を支援します

住居確保給付金の支給

離職などによって住居を失った人、または失うおそれの高い人には、一定期間、住居の家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を確保した上で、就職活動の支援を行います。



社会参加や就職を支援します

就労準備支援事業・認定就労訓練事業

「社会参加に不安がある」「人とコミュニケーションがうまくとれない」など、すぐに就労することが困難な人には、基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。



一時的に食事や住居の支援をします

一時生活支援事業

住むところがない、またはネットカフェなど不安定な住居形態にあり生活に困っている人には、一定期間、宿泊場所や食事などを提供し、あわせて退所後の就労支援などを行います。



暮らしの中の法律関係の疑問や
困りごとのご相談

無料法律相談

生活困窮の担当弁護士による無料法律相談を行っています。借金や債務整理、離婚問題、財産管理など、さまざまな困りごとなどの法律相談を実施しています。

※「住居確保給付金の支給」「就労準備支援事業」「一時生活支援事業」については一定の資産収入等に関する要件を満たしている人が対象です。

支援のイメージ図



生活困窮事例紹介

ケース1 ひきこもり状態だったAさん



20代 男性

仕事が長続きせず、ひきこもりがち。自分でもどうしたらいいか、何がしたいのか分からないので、就労支援を受けたいです。

社会参加からはじめる就労の支援

- Aさんはひきこもりがちな生活になっていたため、就労にあたっての経験を積むことと、ひきこもりを抜け出すきっかけとして、「就労準備支援事業」を利用していくことになりました。
- 自身の人生の目標や希望を見つけるために、施設での就労体験を通して就労にむけたステップアップを図っています。

ケース2 借金に悩み自己破産を考えたBさん



50代 男性

仕事をしており、収入はあるが、住宅ローンやカードローン、教育ローンなどが2,000万円以上あり、ギリギリの生活を送っている。病気の母親もいるため、債務をなんとかしたい。

法律の専門家を活用した債務の見直し

- Bさんは自営業で生活が苦しかった時期もあり、借金が積み重なってしまいました。
- 無料法律相談で弁護士と直接手続きや費用などを相談し、自己破産を決意されました。
- 仕事と母親の介護を両立しながら、生活の安定を図ることができました。

ケース3 失業し家賃の支払いに困ったCさん



40代 女性

人間関係が原因で仕事を辞め、求職中だがなかなか見つかりません。貯蓄も底をつき家賃の支払いに困り、就職活動もままなりません。

給付と貸付の制度による生活の安定

- Cさんは失業による環境の変化と経済的な不安を一人で抱えておられました。
- 「住居確保給付金」を活用した住居の安定と、「生活福祉資金」を活用した生活の安定を図ることができました。
- 就職活動の応援や生活費のやりくりなど、仕事が決まるまで一緒に考え、生活の立て直しができました。

ケース4 お金の使い方に困ったDさん



60代 男性

家電が故障し予想外の大きな出費があり、来月の年金まで食べるものが少なく困りました。家計の見直しも考えたい。

緊急支援と家計の見直しの支援

- Dさんは年金生活でボランティア活動も積極的に取り組んでおられたが、出費がかさみ食費の捻出が難しくなっていました。
- 福祉施設による食材支援を行い、翌月の収支のバランスを一緒に計画を立てました。
- 今は地域の方のため、ボランティア活動を熱心に取り組まれています。